

21 日 獣 発 第 17 号
平成 21 年 4 月 10 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

**ポジティブリスト制度に対応した「生乳の安全・安心の確保」
のための診療情報提供に対する協力等の要請について**

今般、平成 21 年 4 月 3 日付け中酪（総対）第 8 号をもって、社団法人中央酪農会議（以下「中酪」という。）会長から、標記の件について別添写しのとおり協力要請がありました。

本件については、平成 18 年 5 月、食品中の残留基準が設定されていない動物用医薬品等が残留する食品の流通等を原則禁止するいわゆる「ポジティブリスト制度」が施行されたことを受け、本制度に対応するため、中酪では牛乳生産管理チェックシートを作成して酪農家に配布の上、その記録を呼びかけており（別紙 「牛乳の安全・安心確保のための取組みに」について参照）、生産段階での投薬履歴等の記録・保管が必要であるとしています。

一方、日本獣医師会では、動物用医薬品の適正処方・使用の確保を図るため、これまで平成 15 年 12 月に「動物用医薬品指示書」様式を改訂したほか、平成 19 年 3 月には「動物用医薬品指示書交付の手引き」の策定・配布等を通じ、診療獣医師による動物用医薬品指示書の適正な発行と動物用医薬品の処方時における生産農家への出荷制限の遵守等の指導の徹底を求めてきたところです。

中酪が行う「生乳の安全・安心確保の取組み」においては、別添資料に示されたとおり、管理基準に即した生乳の生産と飼養衛生管理を目的として酪農家に動物用医薬品などの薬剤の使用状況についてチェックシートへの記帳を求めるとされているところですが、このたびの中酪の協力要請は、酪農家・獣医師双方が必要な情報を確実に共有するため、酪農家から依頼を受けて、「酪農家診療使用医薬品記録票」により診療において動物用医薬品の処方を行った獣医師が診療対象動物を飼養する酪農家に処方に係る動物用医薬品等の情報伝達を行うことについて、獣医師に対する協力を求めたものです。

つきましては、本協力要請の趣旨をご理解の上、貴職から関係する会員獣医師に対し、本件に関する周知とともに対応方についてよろしくご指導のほどお願いします。

なお、別添写しに示されたとおり、診療獣医師が動物用医薬品指示書を発行するケースにおいては、当該指示書により対処することとされ、「酪農家診療使用医薬品記録票」への記入の必要はないこと、また、同記録票の発行は畜主（酪農家）からの求めに応じ、診療獣医師が任意で行う投与記録の証明行為であるとされていることを申し添えます。

注) 本通知は、日本獣医師会ホームページに掲載したことを申し添えます。



社団法人 日本獣医師会

会長 山根 義久 殿

社団法人 中央酪農会議

会長 茂 木



「酪農家診療使用医薬品記録票」の作成・配布と、
酪農家への診療情報のご伝達に対するご協力の要請について

謹啓 早春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。本会議の業務推進に当たりましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会議で推進をしております、酪農生産現場での総合的品質管理体制の構築、ポジティブリスト制度対応等のための「生乳の安全・安心確保のための取り組み」の一環として、下記及び別紙の内容で、「酪農家診療使用医薬品記録票」を作成し、全国の酪農家へ配布することとなりました。この記録票は、酪農家からの依頼により、獣医師の方々に投薬情報・休薬期間等の情報をご記入いただくものです。

貴会のご会員を通じ、関連する獣医師の方々等に、ご案内を頂ければ幸いです。

大変ご面倒かと存じますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力を賜りますれば幸甚です。何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

1 記録票の作成の背景について

酪農（生乳）生産の現場では、生産物を毎日出荷する特性から、他の畜産物と比較しても、獣医師の方々の診察・投薬・治療から残留確認・出荷再開までの期間が、非常に短い期間で進められています。このため、酪農家の誤搾乳・誤出荷等による、出荷ミスが減少せず、酪農経営にとって痛手となっているとともに、生乳流通の大きな混乱の原因となっております。また、食品衛生法の改正により18年5月より施行された、いわゆる「ポジティブリスト制度」への対応のためにも、生産段階での農薬等の投与・使用履歴の記帳・記録・保管が重要となっているところ です。



酪農家サイド・獣医師サイド双方で必要な情報を確実に共有するために、酪農家からの依頼を受けての、この記録票等のご記入による、診療情報のご伝達をお願いしたく、ご協力を申し上げる次第です。

2 記録票の内容について

別紙の内容をご参照ください。

なお、この記録表については、貴会及び社団法人全国農業共済協会のご協力を頂き作成致しました。

3 記録票の使用目的等について

この記録票は、獣医師の方々が要指示医薬品の購入・使用指示等の際に発行する「動物用医薬品指示書」と、目的・使途等が重複するものではありません。「動物用医薬品指示書」の発行が必要でない場合（獣医師の方々が直接乳牛へ投薬をされた場合等）に、休薬期間の遵守等の確実を期すために、酪農家へのご記入・ご伝達をいただくためのものです。

「動物用医薬品指示書」が発行されるケースでは、そこに記載される事項をもって、酪農家への情報伝達は完了されますので、記録票のご記入は必要ありません。

4 記録票の取り扱いについて

この記録票による獣医師の方々から酪農家への情報伝達には、法令上の裏づけ等はなく、決して義務となるものではありません。動物用医薬品を自らの診断により投与された獣医師の方が、当該投与対象の畜主（酪農家）からの求めに応じ、任意で行う投与記録の証明行為となるものであります。現場の獣医師の方々が大変ご多忙な中、更にお手間をお掛けすることとなります。こうした自主的な取り組みに対し、趣旨をご理解のうえ、ご賛同いただける場合は、ぜひご対応をお願いしたく申し上げるものです。

また、こうした取り組みが既に行われている地域も多くあります。既に同様のものを作成し、使用されている場合は、従来のものご使用頂ければ結構です（この記録票を使用しなければならぬわけではありません）。

5 お問い合わせ先

獣医師の方々からのお問い合わせ等がありましたら、下記あてにお願い申し上げます。

社団法人中央酪農会議 総合対策課

【平成21年5月6日まで】

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3 JAビル7階

電話：03-3245-7621 ファックス：03-3242-2423

【平成21年5月7日以降】

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル9階

電話：03-3219-2611 ファックス：03-3219-2622

以上

別紙

酪農家診療使用医薬品記録票の様式

表紙

独立行政法人農畜産業振興機構補助事業

酪農家診療使用医薬品記録票



社団法人 **中央酪農会議**

平成21年3月

説明書き（表紙裏）

～酪農家への診療・投薬情報の伝達に対するご協力をお願いします～

獣医師の方々へのお願い

平成18年5月より施行された「ポジティブリスト制度」への対応のため、酪農家段階での投薬履歴等の記録・保管が必要となっています。また、酪農家段階での擠搾乳等による生乳廃棄の件数も、地域によっては増加している状況があります。

大変ご面倒かと思いますが、休業期間等を酪農家が再確認し、生乳出荷時に間違えのないようにするために、本票も活用した、酪農家への投薬情報の伝達に対するご協力を、ぜひお願い申し上げます。日々の診療にご活用頂ければ幸いです。

酪農家の方々へ

獣医師さんに、投薬・診療等内容のご記入をお願いしてください。ご記入いただいた後は、獣医師さんに控え(2枚目の写し)を持ち帰っていただき、この冊子は、「生乳生産管理チェックシート」と対比できるよう、酪農家で保存してください。

※こうした取組が既に行われている地域も多くあります。既に同様のものを作成し、使用されている場合は、それをご使用いただいて構いません(本票を使用しなければならないわけではありません)。

※獣医師さんが本票を持ち、ご記入後、酪農家に控えを渡す方法でご使用いただいても結構です。

お問い合わせ

(社)中央酪農会議 〒100-0004千代田区大手町1-8-3 電話03-3245-7621

記録票

酪農家診療使用医薬品記録票

酪農家名		年 月 日					
個体識別番号等	病名 <input type="checkbox"/> 乳房炎 <input type="checkbox"/> 呼吸器病 <input type="checkbox"/> 消化器病 <input type="checkbox"/> 蹄外傷 <input type="checkbox"/> その他 ()	製品名(薬剤名)	治療方法 <input type="checkbox"/> 静注 <input type="checkbox"/> 筋注 <input type="checkbox"/> 挿そ <input type="checkbox"/> の <input type="checkbox"/>	注口 <input type="checkbox"/> 注入 <input type="checkbox"/> 入他 の ()	治療分府 <input type="checkbox"/> 左前 <input type="checkbox"/> 右前 <input type="checkbox"/> 左後 <input type="checkbox"/> 右後	休薬期間 生乳 肉用 時間 日間	
	乳房炎 呼吸器病 消化器病 蹄外傷 その他 ()		静注 筋注 挿そ の ()	注口 注入 入他 の ()	治療分府 <input type="checkbox"/> 左前 <input type="checkbox"/> 右前 <input type="checkbox"/> 左後 <input type="checkbox"/> 右後	休薬期間 生乳 肉用 時間 日間	
特記事項等							

- 上記の休薬期間を必ず厳守してください。
- 牛にマーキングを実施する等、確実に見分けが出来るようにし、誤って出現しないようにして下さい。
- 休薬期間以降は必ず抗生物質の残留検査を受け、合格後出荷してください。
- 診療に基づかない薬剤の使用(余った薬剤の自己取断使用含む)は薬事法違反になります。余った場合は返却してください。
- ※本票は生乳生産管理チェックシートと対応させて保存してください。

獣医師

注1) カーボンでの2枚複写式、1冊あたり2枚1組で75組つづり

注2) サイズはA5版(A4の半分)

注3) 酪農家1戸あたり2冊を配布

「生乳の安全・安心確保のための取組み」について



取り組み開始までの経緯（中央酪農会議）

平成8年度 食品衛生法の改正、乳業工場へのHACCP認証制度の開始

平成9年度～ **生乳生産段階へのHACCPの導入について検討**

平成15年度 食品衛生法の改正、食品安全基本法の施行

平成15年度～ **トレーサビリティシステムの検討も含む生乳の安全性確保のための検討**

検討の結果、モデル的な実施方針の作成は行ったものの、具体的な実施にまでは至らず

●平成15年度 「ポジティブリスト制度」の施行（食品衛生法の改正に連動）

⇒農薬等に含まれる物質に残留基準を設定し、基準を超えた物質が残留する食品の流通を禁止（平成18年5月より規制開始）

16年度段階でこの制度への酪農サイドの対応の検討に遅れ

緊急的な体制整備の必要性

従来の検討内容も踏まえた総合的な対応協議を行い、「生乳の安全安心の確保のための取り組み」を18年4月より開始

「安全安心」の取り組み内容①

1 飼養・衛生管理に関する管理基準・重点管理基準の設定

酪農家が生産現場で自主的に実施すべき事項を、「生乳生産等の飼養・衛生に関する管理基準」として設定し、特に法律等の観点から最低限行うべき基準を「重点管理基準」とする。

2 生乳生産管理チェックシートの作成と自主点検の促進

酪農家が管理基準・重点管理基準に基づく飼養管理・衛生管理等を実施し、その履歴を記帳・記録し保存するための、「生乳生産管理チェックシート」を毎年作成し、全酪農家へ配布する。

	管 理 基 準	重点 管理基準	酪農家の 記帳項目	指導者の チェック項目
1. 導入牛の受け入れ	1) 導入元農場の衛生管理状況を把握する。			
	2) 個体識別番号及び移動記録を確認し、(独)家畜改良センターに転入を報告する	○	○	○
	3) 導入牛の健康状態を確認する。			
	4) 導入牛は一定期間隔離飼育する。			
2. 飼料及び飼料添加物の受け入れ	1) 飼料の外観、色、風味及び品質等に異常がないことを確認する。			
	2) 購入飼料及び飼料添加物の伝票等を8年間保管する。	○		○
3. 飼料及び飼料添加物の保管、給与	1) 飼料及び飼料添加物の保管場所を区分し、清潔に管理する。	○		○
	2) 動物性たんぱく質飼料の混入防止をはかる。	○		○
	3) 給与前に飼料及び飼料添加物に異常がないことを確認する。			
	4) 飼料及び飼料添加物の給与量等を記録し、8年間保管する。	○	○	○
4. 肥料・農薬の保管、給与	1) 肥料・農薬の保管場所を区分し、適切に管理する。	○		○
	2) 肥料の使用量等を記録し、1年間保管する。	○	○	○
	3) 農薬の使用量等を記録し、3年間保管する。	○	○	○
5. 牛舎環境設備及び衛生管理	1) 牛舎内及び周辺を整理・清掃し、ゴミ・廃棄物を適切に保管処理する。	○		○
	2) 堆肥・尿の管理については、堆肥場・尿溜を完備しており、流出がない。	○		○
	3) 牛床は汚物を排除して乾燥し、乾燥した敷料が十分にある。	○		○
	4) 動物用医薬品は牛の飼養場所及び生乳処理室と区別し、適切に管理する。	○		○
	5) 農場に出入りする車輛は消毒する。			
6. 生乳処理室の設備と管理	1) 処理室内は整理・整頓されており、清潔で異臭がない。	○		○
	2) 処理室は牛舎と隔離されており、施錠管理されている。	○		○
7. 生乳処理室内の器具類の管理	1) バルククーラーの定期的な点検整備を受け、その記録を3年間保管する。	○	○	○
	2) ミルカーの定期的な点検整備を受け、その記録を3年間保管する。	○	○	○
	3) ミルカー・バルククーラーは毎回アルカリ洗浄する。	○	○	○
	4) 酸洗浄は4日に1回以上実施（アルカリ洗浄も実施）する。	○	○	○
	5) 生乳処理室に、洗剤・殺菌剤以外の薬品を置かない。	○		○
8. 衛生動物駆除	1) ねずみ、野鳥等及び害虫の侵入防止に努め、必要に応じて駆除する。			
9. 乳牛の健康管理	1) 適切な飼養頭数である。			
	2) 適切な温度湿度管理をする。			
	3) 適切な換気管理をする。			
	4) 抗菌性物質製剤以外の動物用医薬品の投与及びワクチンの接種を記録し、1年間保管する。			
	5) 抗菌性物質の投与を牛を隔離し、マーキングを行う。	○	○	○
	6) 出荷制限期間経過後、必ず確認検査を受ける。			
	7) 抗菌性物質の投与を記録し、1年間保管する。	○	○	○
10. 搾乳	1) 搾乳前に、ミルカーが正常に作動するか点検・記録し、1年間保管する。	○	○	○
	2) 搾乳前に乳頭の洗浄を行う。	○		○
	3) 1頭1布またはペーパータオルを使用する。	○		○
	4) 搾乳後にはディッピングを行う。	○		○
	5) 適切に搾乳機器の洗浄・消毒を行う。	○	○	○
11. 生乳管理・出荷	1) バルククーラーの洗浄・消毒を適切に行う。	○	○	
	2) バルククーラーの乳温を記録し、1年間保管する。	○	○	○

「安全安心」の取り組み内容②

3 指導者による巡回指導・検証（モニタリング）の実施

管理基準等の遵守と記帳状況の点検のため、農協等の酪農生産者組織、行政関係、NOSA I、乳業者等の関係者で指導者グループを構成し、全生産者に対し最低年1回以上の定期的な巡回指導・検証を行う。巡回の際には項目毎に実施状況をチェックし、ランク付けによる評価を実施する。対応が不十分な酪農家に対しては、追加的な巡回指導・検証を行う。

4 生乳安全安心協議会の設置

行政関係、酪農関係団体、乳業関係団体、獣医師関係団体、家畜衛生・動物医薬品・飼料等の関係団体等により、全国段階・地域段階で、「生乳の安全・安心の確保のための協議会」を設置。実施計画の策定や、生産現場での取り組みに対する支援等を行う。

5 農薬等使用実態調査の実施

国内の酪農家の約1割を対象とし、チェックシートの記帳内容を基に、使用実績のある農薬等（農薬、動物用医薬品、消毒剤・殺菌剤・洗浄剤）を調査する。併せて、リストアップされた農薬等に含有される成分を調査し、生乳生産段階での出現頻度の高い物質を特定する。

「安全安心」の取り組み内容③

6 管理対象物質等の定期的検査（Jミルク）

全国の集乳ローリー段階の生乳を採取し、農薬等使用実態調査で判明した出現頻度の高い物質（管理対象物質として設定）の含有有無・含有量を、年に1回検査を行う。

表 取り組み項目ごとのねらい

取り組み項目	ねらい
管理基準・重点管理基準の設定	管理基準の設定による、HACCPに基づく管理点の明確化。
管理基準・重点管理基準に沿った生乳生産、飼養・衛生管理	生産段階でのHACCPの援用、衛生的で安全な生乳の供給。 農薬等の適正な使用を踏まえた、ポジティブリスト制度への対応。
生産履歴の記帳・記録、保管	HACCPの援用による、日々の生産活動のシステム化・自主点検、異常乳の出荷防止。 安全な生乳を供給したことの証明、不測の事態に対する自己防衛。 記録の保存による飼肥料関連法、ポジティブリスト制度等への対応。 消費流通段階からの生産情報の追跡・遡及を睨んだ対応。
指導者による巡回・指導検証、評価	第三者による安全性の確認・担保。 HACCPに基づくモニタリングシステムの構築。
定期的な生乳の含有検査 (管理対象物質等の定期的検査)	農薬等の適正使用、記帳・記録による重点管理基準の遵守等、上記取組が正常に機能しているかどうかの確認。 ポジティブリスト制度対応を睨んだ国産生乳の安全性の証明。

①酪農生産へのHACCP手法の援用による異常乳の出荷防止

②ポジティブリスト制度への対応

③生産情報の追跡・訴求を視野に入れた対応

④生産物の安全性の証明

⑤酪農家の自己防衛 等々、多くを企図した内容

一連の活動が、安全性の確保のためのシステムとして機能しているかどうか、⁵最終的にサンプル検査を実施し確認・検証